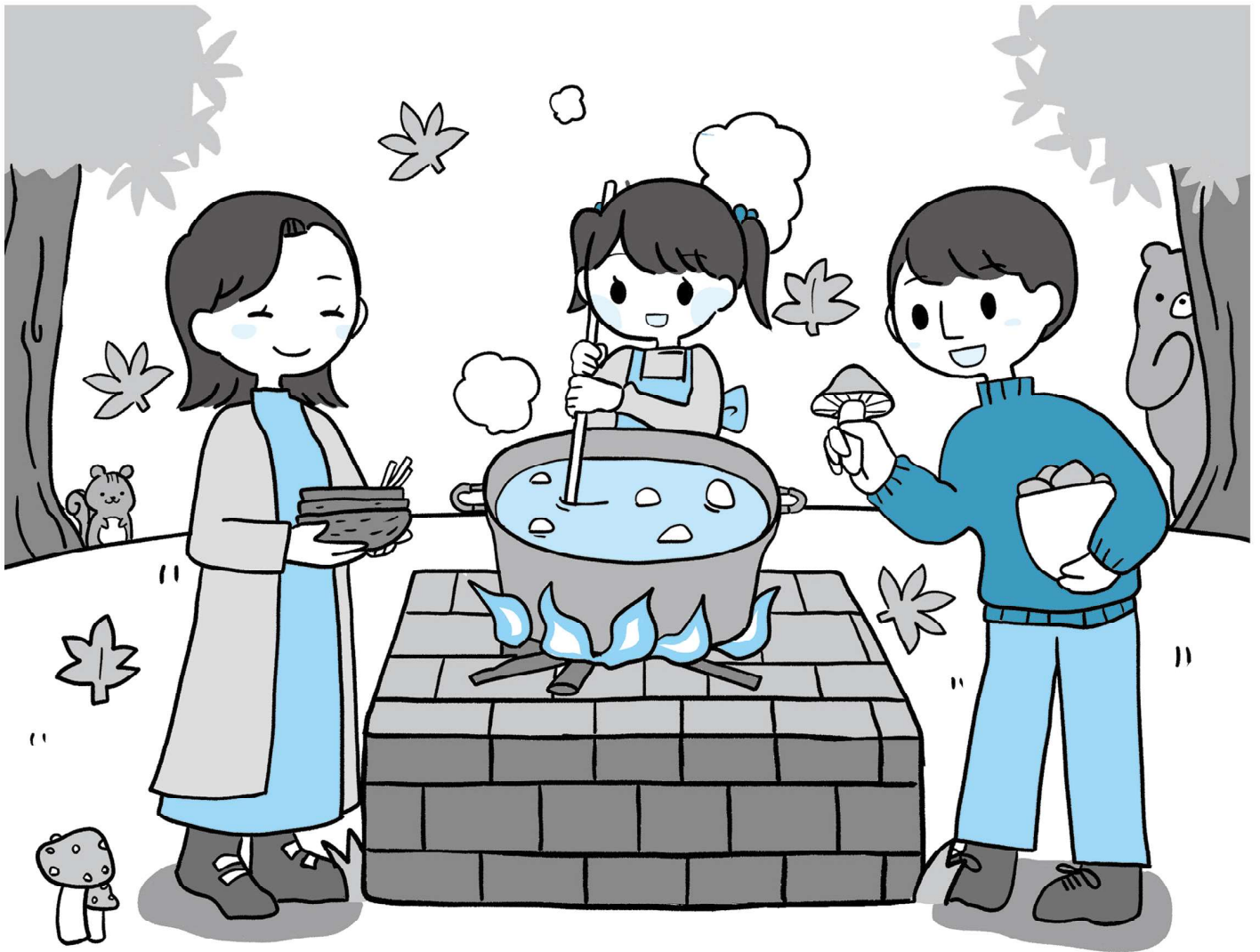


けんぽだより

2023年10月号



このけんぽだよりは、ご本人だけでなく、
ご家族の皆さんも一緒にご覧ください。

<https://www.takashimaya-kenpo.or.jp/>

Google、Yahoo! から で click!!



健保からのお知らせ・お得情報をLINEで配信

高島屋 健保de 健康エール

家族みんなで
登録しよう!



今すぐLINEで
友だち登録!



健保の重要なお知らせ見逃していませんか?

健保からの
重要なお知らせが
すぐスマホに
届く!!

健診予約
などの補助金申請
忘れを予防

生活習慣病や
がんに関する
健康知識などが
手に入る!

手続き方法も
すぐわかる!

お問い合わせ

高島屋健康保険組合

TEL06-6631-1383

ローズネット821-5311



高島屋健康相談 **ほっとライン** のご案内

詳しくは
こちらから



ちょっと気になる日常の健康、
メンタルヘルスに関するご相談など、
24時間いつでも気軽に相談できます。

高島屋

健康相談ほっとライン

通話料
無料

0120-308-173

【受付時間】24時間／年中無休

プライバシーは厳守されますので
安心してご利用ください

- 子どもが急に熱を出した
- 親の介護のことで相談したい
- 妊娠中ですが、コロナが心配…等々



メンタルヘルスに関するご相談は

通話料
無料

0120-308-173

- 電話・WEBでカウンセリング
- 面談・電話継続・
オンライン面談カウンセリング

直接話しづらい
ときはWEBで

<https://t-pec.jp/websoudan>

ユーザー名:takashimaya PW:308173

重篤な病気と診断された場合

通話料
無料

0120-308-008

受付／月～土 9:00～18:00

(※日曜・祝日、12/31～1/3除く)

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス

委託先:ティーバック株式会社

チームを作ってウォーキングチャレンジに参加し、特別ポイントをゲットしよう!

高島屋健康保険組合では、ベネワン健康アプリを使った「健康ポイントプログラム」を実施中です。2024年3月31日までに2,000ポイントを獲得すると2,000円、以降500ポイント獲得ごとに500円を最大10,000円まで支給するプログラムです。

3回目となる今回も、さらにたくさんの皆さまに健康アプリをご利用いただきたく、好きな方とチームを組み、その平均歩数をチーム対抗で競う「ウォーキングチャレンジ」を開催いたします。

すでにアプリをお持ちの方はもちろん、まだアプリをお持ちでないお友達も誘ってチームを組み、このキャンペーンにご参加ください。

エントリー期間	2023年9月28日(木)～10月15日(日)
「ウォーキングチャレンジ対抗戦」実施期間	10月16日(月)～11月15日(水)までの1カ月間
ルール	最低2人から最大30人までで1つのチームを作り、歩数ゼロのメンバーも含めて参加者全員の1日あたりの平均歩数をカウントします。その平均歩数の1カ月の合計で順位を競います。
景品(健康ポイント付与)	①本チャレンジに登録・参加された方全員に100ポイント付与(期間中に歩数カウント0の方は除きます) ②上位10チームの構成メンバーにそれぞれ1,000ポイント付与 ③上位11～20チームの構成メンバーにそれぞれ500ポイント付与

「ウォーキングチャレンジ」のエントリー方法

※健康ポイントプログラムに未参加の方は、当健保ホームページをご覧ください、まずベネワン健康アプリをダウンロードしてからプログラムにご参加ください。



STEP1 代表者がチームを作成し、10桁のチームコードを発番します。

STEP2 そのチームに参加したい方にチームコードを共有します。

STEP3 参加したい方はチームコードを使ってチームに入ります。

まず、ウォーキングチャレンジのエントリー画面の「チーム作成・参加」をタップしてください。チームの作成、個人のエントリーとも同じ画面で入力します。

代表者がチーム作成

代表者のニックネームと、作成するチーム名を入力し登録をタップ。

チームコード(10桁)が作成されます。チームに参加したい方にこのコードを伝えてあげてください。

既存チームに参加

チームに参加したい方は、ご自身のニックネームと10桁のチームコードを「チームに入る」欄に入力して参加してください。

◆◆◆皆さまのご参加お待ちしております。◆◆◆

特定保健指導のご案内

定期健康診断の結果はいかがでしたか？

多くの方は、すでに本年度の定期健康診断を受診されたと思いますが、健診結果はいかがでしたか？特定健診の結果、生活習慣病リスクがあると思われる40歳以上の方には、生活習慣病のサインを早期に発見し、予防のための生活改善につなげるため、当健保より、「特定保健指導のご案内」を10月以降に順次お送りします。

「特定保健指導」とは、専門家である相談員（管理栄養士・保健師・看護師など）と一度フランクに面談（基本はWEB利用、一部対面もあり）をしていただき、健診結果を踏まえながら、これまでの生活習慣・運動や食事習慣を振り返り、少しの意識と日常の行動を変えてみることで、健診数値の改善やそれに伴う生活習慣病リスクを減らすためのアドバイスを受けるものです。

以下に該当する数により対象者が選定されます

※病院などの医療機関で糖尿病・高血圧症・脂質異常症にかかる服薬治療を受けている方は、対象外となります。

検査項目	保健指導判定値	検査結果にかかわる病気
<input type="checkbox"/> ① 腹囲 (cm)	男性85以上 女性90以上	肥満
<input type="checkbox"/> ② BMI (kg/m ²)	25以上	メタボリックシンドローム
<input type="checkbox"/> ③ 血圧 (mmHg)	収縮期130以上 拡張期85以上	高血圧症
<input type="checkbox"/> ④ 血糖/空腹時または随時	100以上	糖尿病
<input type="checkbox"/> ⑤ HbA1c (%) (ヘモグロビンエーワンシー)	5.6以上	
<input type="checkbox"/> ⑥ 中性脂肪 (mg/dL)	150以上	脂質異常症
<input type="checkbox"/> ⑦ HDL コレステロール (mg/dL)	39以下	
<input type="checkbox"/> ⑧ AST/ALT	31以上	肝臓病
<input type="checkbox"/> ⑨ γ-GT、γ-GTP	51以上	

- A ① 腹囲が
男性で85cm以上
女性で90cm以上
- B ② BMI が25 以上
- ③ 脂質異常
- ④ 高血圧
- ⑤ 高血糖
- C ⑥ 喫煙している
喫煙歴がある



2023年の実施方法について

本年も、原則オンライン面談をご案内していきます（大阪店、泉北店にご勤務の方には、合わせて事業所での面談もご案内します）。

保健指導の対象者（被扶養者の方を含む）には、10月以降ご自宅へご案内をお送りします。ぜひご参加ください。

オンライン（ICT）面談は、同封のご案内に沿ってお申し込みいただき、随時参加いただけます。

特定保健指導の費用は
全額当健保が負担します。
自己負担はありません。

（保健指導を受けられる場所までの交通費
やスマホなどの通信料は自己負担です）

2023
年度

オンライン卒煙プログラム 禁煙に挑戦しませんか？

アプリを取得して 初回面談予約！

- ① アプリをダウンロード
二次元コード、もしくはApp StoreまたはPlayストアで「ascure卒煙」と検索
- ② アプリで初回面談を予約
招待コードはこちら！

176689



禁煙に導く 3つのサポート

- ① 禁煙カウンセラーによる
オンライン面談
- ② 医師開発の
専用アプリでサポート
- ③ 禁煙補助薬は
ご自宅に配送



今ならプログラム費用が

¥0 通常54,000円のところ
無料！

ご参加の条件

- 高島屋健康保険組合の被保険者の方
- スマートフォンアプリを利用できる方
- 禁煙を希望する方

申込期間は2024年3月末まで！

医療費の お知らせ

KOSMO Webサービスを 見ていただいていますか？



皆さまが医者にかかったり、薬を購入したときは、必ず明細書付きの領収書を受け取り保管しておきましょう。

当健保組合では、被保険者の皆さまと当健保組合が医療機関に支払った医療費についてお知らせする「医療費のお知らせ」をWEBでご確認いただいています。新規加入者には「WEBサービスのご案内」を（前々月と前月の加入者分を）奇数月にご自宅へ郵送しています。ご案内が届きましたら、記載されている登録の手順に従って、IDおよびパスワードを登録してください。

領収書と「医療費のお知らせ」をチェックして、診察を受けたことがないのに医療費のお知らせに載っているなど、不明な点があれば、当健保組合までご連絡ください。

もし、このサービスをご利用いただけていないで、当時（2018年以降入社の方は入社3カ月以内）にご自宅にお送りした「WEBサービスのご案内」をなくされた方や、ID・パスワードを忘れた方は、当健保組合までお知らせください。仮ID・仮パスワードを再発行します。

年間医療費通知の 紙配布は 実施していません

前述のWEBサービスによる「医療費のお知らせ」を印刷していただき、確定申告時に医療費の明細書として使用できますので、必要の際はご利用ください。

ただし、「医療費のお知らせ」に記載のない医療費については、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

※確定申告で医療費控除を受ける予定の方で、ご自宅などにPC環境がなく、「医療費のお知らせ」を印刷できない方は、当健保組合までご連絡ください。

マイナンバーを当健保事務の範囲内で 使用する旨のお知らせです

マイナンバーを会社に提出されていない、または提出が遅れる場合、健保加入者が医療機関（病院・薬局）の窓口でオンライン資格確認ができない、といったトラブルにつながる恐れがあります。そのような中、健保組合は行政から直接マイナンバー（JLIS照会というシステムを通じて）取得することを求められています。

つきましては、所属する会社にマイナンバー未提出の方、提出が遅れている方のマイナンバーについては、法*に基づき、健保にて定期的に行政システムより取得・連携させていただきますので、ご承知ください。

※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（提供の要求）第十四条2:個人番号利用事務実施者は、個人情報利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の9～12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求められることができる。

2021年10月より、マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医療機関で受診できるようになりました（医療機関により開始時期は異なります）。健康保険証として利用する前に、「マイナポータル」への登録が必要です。

また、マイナポータルで自身の薬剤情報や特定健診情報、医療費情報を確認できるようになり、医療機関の領収書がなくても確定申告が可能になります。



マイナポータルとは？

国が国民に提供するオンラインサービスです。子育てや社会保障などの行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政機関等からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



本年度の人間ドック・脳ドック・婦人科検診・主婦健診はお済みですか？

各種健診の予約・申込に関する一連の業務を株式会社ベネフィット・ワンに委託（ハピルス健診）し、当健保加入者の皆さまの利便性を向上させています。

コロナ禍においては、医療機関への受診・健診控えが見られ、ガンやその他の早期発見が遅れているのでは？と言われていました。できるだけ定期的・継続的に人間ドックをはじめとした各種健診を受けましょう。

人間ドック・脳ドック

- 対象者** 予約申込日に当健保加入者でかつ受診日を含む年度に**満40歳以上**（2024年3月末）の被保険者
- 負担金額** 実費の3割（受診当日に医療機関へ支払い）
- 受診機関** 当健保（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関
- 予約方法** ハピルス健診予約サイトより（次頁をご覧ください）
- 利用期間** 年1回（4月～翌年3月末）

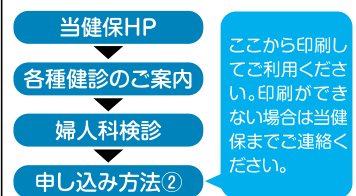
50歳、59歳の
在職被保険者は、
人間ドックを無料で
受診できます

- 対象者** 予約申込日に当健保加入者でかつ受診日を含む年度に満50歳・59歳（2024年3月末時点）の在職被保険者
- 負担金額** 無料
- 予約方法** ハピルス健診予約サイトより（次頁をご覧ください）

婦人科検診

- 検査項目** 子宮頸がん検査、乳がん検査、骨密度検査
- 対象者** 予約申込日および受診日当日に当健保加入者である女性被保険者
- 負担金額** 無料（ただし、後述②の医療機関での受診の場合、費用補助に上限があります）
- 受診機関** ①当健保（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関
②①での契約医療機関以外での受診
③各店各社（事業所で実施の検診）
- 予約方法** ①の場合、ハピルス健診予約サイトより予約（次頁をご覧ください）
②の場合、ご本人より予約、**当健保HPより「婦人科検診（立替払い）申請書」を印刷、持参**、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。受診後、当健保に立替請求してください（書類の印刷ができない環境の方は、当健保までご連絡ください）
③の場合、各店各社（事業所）のHAL窓口にお尋ねください
- 利用期間** 年1回（4月～翌年3月末）
- その他** 一つの検査項目についての費用補助は、年度内に1回限りです。よって、同一の検査を年度内に2カ所以上で受けることはできません

立替払い受診用申請書の入手方法



主婦（女性被扶養配偶者）向けの健診

次の2つのうち、いずれかをご選択ください（両方は受診できません）。

- **パターンA：人間ドック+婦人科検診** ■ **パターンB：法定健診**（会社で従業員に実施する法定健診と同レベルのもの）
- また、40歳以上の方で主婦健診を受診された方は、同一年度内に集合契約での特定健診を受診することはできません。

- 対象者** 予約申込日および受診日当日に当健保の女性被扶養配偶者（妻）

パターンA 人間ドック+婦人科検診

- 負担金額** 実費の3割負担（受診当日に医療機関へ支払い）
※費用補助に上限があります。
- 受診機関** ①当健保（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関
②①での契約医療機関以外での受診
- 予約方法** ①の場合、右頁のハピルス健診予約サイトよりお申し込みください。WEB予約画面からメインコース「人間ドック」を選び、次にオプションとして希望する婦人科検診項目（乳がん検査、子宮がん検査）を追加してください。
②の場合、ご本人より予約、当健保より4月中に自宅郵送された書類を確認し、「主婦健診（立替払い）申請書」「検査項目が記載された主婦健診健康診断票」を持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。受診後、当健保に立替請求してください（書類が未着の場合、当健保までご連絡ください）。
- 利用期間** 年1回（4月～翌年3月末）

パターンB 法定健診（会社で従業員に実施する法定健診と同レベルのもの）

- 負担金額** 無料
- 受診機関** 当健保（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関
- 予約方法** 次頁のハピルス健診予約サイトよりお申し込みください。WEB予約画面から次のいずれかをお選びください。
①「施設型」⇒メインコース「法定健診」
②「巡回型」
- 利用期間** 年1回（4月から翌年3月末）
※「巡回型」のお申し込みは2024年1月20日までに予約が必要です。
※オプション検査として、婦人科検診項目を実費の3割負担で受診できます。

- ◆本年度内(2024年3月)の受診予約受付は3月17日(日)まで。
 - ◆来年度(2024年4月1日~)の受診予約受付は4月1日(月)からです。
- ※来年度の早い時期に受診を希望される方は、当健保までご相談ください。

各種健診の予約方法について

(推奨)ハピルス健診予約で予約・受診される場合

①健診予約サイト(ハピルス健診)にアクセス

当健保HPのトップ画面より、「各種健診のご案内」バナーをクリック、または以下の高島屋健康保険組合加入者専用画面URLにアクセスしてください。

<https://kenshin.happylth.com/takashimaya>

スマホから
アクセスするなら
コチラ



②(初めての方)ログイン画面から「初回登録」をお願いします

- 「初回登録」をクリック
- 加入者情報確認画面に必要事項を入力(お手元に健康保険証をご用意ください)、認証するをクリック
- 登録が完了すれば、そのまま本予約サイトをご利用いただけます

(すでにハピルスアカウントをお持ちの方) ID、パスワードを入力し、ログインしてください

③予約可能な画面に進みます

- ①受診したい医療機関・健診メニュー・予約希望日を株式会社ベネフィット・ワン(ハピルス健診)健診予約受付センターに連絡 ※WEB・スマホ以外では、電話、FAX、郵送でもハピルス健診予約をご利用いただけます。

WEB・スマホ



高島屋健康保険組合
加入者専用画面URL



<https://kenshin.happylth.com/takashimaya>



フリーダイヤル 0800-9199-021

平日・土 / 10:00~18:00 ※日・祝日は除く

有料 03-6746-5071



089-900-8281



〒790-0035 愛媛県松山市藤原2-8-8
株式会社ベネフィット・ワン健診予約受付センター宛

- ②株式会社ベネフィット・ワンが健診機関と日程調整
- ③日程が確定後、ご連絡いたします (WEB・スマホ申し込みの方はメール、それ以外の方はハガキにて)



受診者

①候補日を連絡

- WEB ●スマホ
- 電話 ●FAX ●郵送

③確定の連絡

WEB・スマホ申し込みの方はメール、それ以外の方はハガキ



株式会社ベネフィット・ワン

②調整



健診機関

ハピルス健診提携以外の医療機関で一旦立替払いにて受診される場合(婦人科検診・主婦健診)

①直接、ご自身で健診機関に電話予約をお願いします

【婦人科検診の場合】

当健保HPより「婦人科検診(立替払い)申請書」を印刷、持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。受診後、当健保に立替請求してください(書類の印刷ができない環境の方は、当健保までご連絡ください)。

【主婦健診(人間ドック+婦人科検診)の場合】

当健保より4月中に自宅郵送された書類を確認し、「主婦健診(立替払い)申請書」「検査項目が記載された主婦健診健康診断票」を持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。

受診後、当健保に立替請求してください(書類が未着の場合、当健保までご連絡ください)。

②いずれの「立替払申請書」も、必ず2024年4月末までに当健保に郵送してください(4月末日の消印有効)。

高島屋健康保険組合 第192回 組合会報告

去る7月28日に開催されました、第192回高島屋健康保険組合組合会において、「2022年度事業報告および収入支出決算」「2022年度決算残金処分(案)」が審議され、全議案が満場一致で可決されました。

2022年度 高島屋健康保険組合事業報告

従来からの健診事業を継続するとともに、2018年度からの第2期データヘルス計画として立案した各事業を実施しました。各種健診の実施状況は、「主婦健診」「人間ドック」においてそれぞれ受診率が向上しました。また、「高島屋健康相談ほっとライン」「禁煙チャレンジ」その他、医療費適正化に向けて「ジェネリック医薬品差額通知」などの事業を行いました。

2022年度 高島屋健康保険組合決算概要

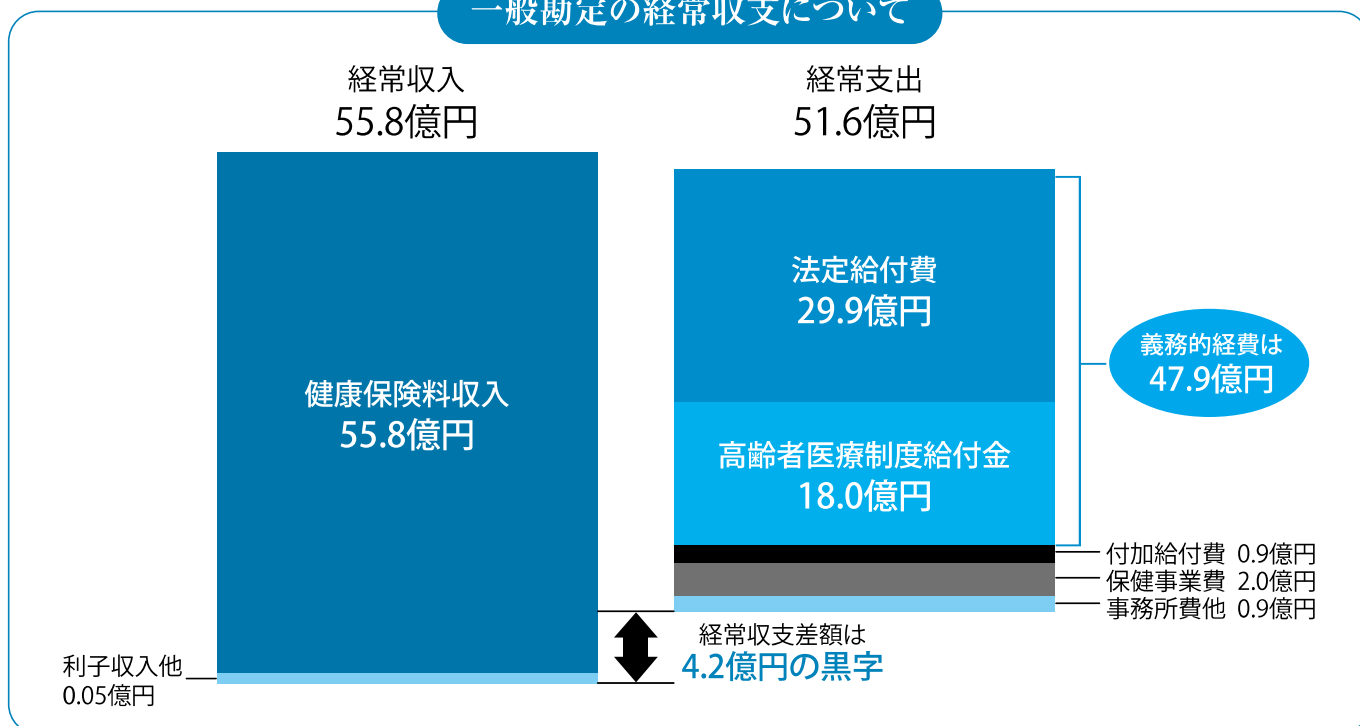
■加入者の状況

被保険者数	被扶養者数	加入者数
11,904人	4,998人	16,902人
		(予算より653名減、前年より1,065名減)

■被保険者の平均標準報酬月額 = 337,535円 (前年より3,632円増)

■被保険者の総標準賞与額(年間合計) = 113.2億円 (前年より4.0億円増)

一般勘定の経常収支について



保険料収入がその大半を占める経常収入は、平均標準報酬月額が増が要員減をカバーし切れず、55.8億円となりました(予算より13百万円減)。

経常支出についてですが、法定給付費は、前年の新型コロナ禍による通院控えの反動が一部残り、29.9億円(予算より1.0億円増、前年より1.5億円増)となりました。また、高齢者医療制度への納付金はほぼ予算通りの18.0億円となりました。義務的経費とされるこの二つの支出(合計47.9億円)で健康保険料収入の86%と大きな比重となっています。

疾病予防への支出である保健事業費2.0億円や付加給付費0.9億円などを含めた経常支出計は51.6億円となりました(予算から0.3億円増)。

経常収支差額は、収入が支出を上回り4.2億円の黒字となりました。

一般勘定の決算について

経常収支

科目	決算額 (百万円)
健康保険料収入	5,578
利子収入他	5
経常収入計	5,583

科目	決算額 (百万円)
法定給付費	2,989
付加給付費	92
高齢者医療制度納付金	1,795
保健事業費	197
事務所費他	85
経常支出計	5,159
(経常収支差額)	425

経常外収支

調整保険料収入	77
前年度繰越金	0
別途積立金繰入	0
財政調整事業交付金他	59
収入合計	5,719

財政調整事業拠出金他	78
支出合計	5,237
決算残金(収支差引)	482

●経常外収支と決算残金処分

調整保険料収入、財政調整事業交付金、財政調整事業拠出金などの経常外収支は差引き0.6億円となり、これと経常収支差額の4.2億円の合計の4.8億円が2022年度の決算残金となりました。

2023年度予算への繰越金はありませんので、ここから財政調整事業繰越金(45万円)を除いた4.8億円を新たに別途積立金に計上します。

●期末の財産状況(決算残金処分後残高)

2022年度の決算残金処分後の別途積立金の残高は下記のとおりとなりました。

(準備金残高は前年度から増減なし)

科目	決算額 (百万円)
準備金	1,773
別途積立金	4,910

準備金は、突発的な保険給付費増などへの対応のために、健康保険法にて積立が義務づけられているものです。

別途積立金は、過去の決算残金の一部を積み立てているものです。単年度で財源不足が生じる場合に、その補填のために取り崩しています。

一般勘定の財政状態

2022年度末の別途積立金の決算残金処分後残高は、2021年度決算残金からの積み増し分の増により49.1億円となります(2021年度末より4.8億円増)。

	2022年度	2021年度	2020年度
経常収入	5,583	5,759	6,184
経常支出	5,159	5,496	5,722
経常収支差額	425	263	462
別途積立金 (決算残金処分後残高)	4,910	4,428	4,040

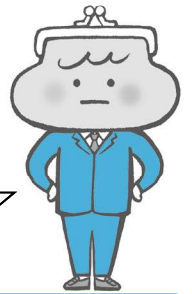
介護勘定の決算について

2022年度の介護勘定の決算残金は1.8億円となりました。決算残金処分として全額を準備金に繰り入れます。決算残金の繰入後の介護勘定の準備金残高は5.2億円になります。

科目	決算額 (百万円)
介護保険料収入	971
繰入金他	0
収入合計	971

科目	決算額 (百万円)
介護納付金	794
支出合計	794
決算残金(収支差引)	178

整骨院・接骨院にかかるとき



整骨院や接骨院で、健康保険が使えるのは限られたケースだけだということをご存じですか？ 知らずにかかると、思わぬ出費につながるかもしれません。

健康保険が使える場合と使えない場合

※仕事や通勤途上におきた負傷は労災保険の適用となり、健康保険の対象外です。

使える場合

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない以下のもの

骨折* **脱臼*** **打撲** **捻挫** **肉離れ**

※骨折、脱臼は、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。



知らずにかかると、自費診療になるかも……

使えない場合

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

どのくらい通っていますか？

整骨院・接骨院では国家資格をもつ「柔道整復師」が施術を行います。病院ではないので、投薬や注射、手術、リハビリテーションなどはできません。長く通っても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられます。

3カ月以上施術が続く場合は、不調の原因を確かめるためにも、医療機関の受診をおすすめします。

療養費支給申請書に署名する際はよく確認を

「療養費支給申請書」に署名する際は、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認しましょう。

※柔道整復師が患者に代わって健保組合に費用を請求できる「受領委任払い」を採用している健保組合の場合。

なお受領委任払いを採用している健保組合でも、療養費の適正な給付を図るため、一定の事例に当てはまる患者については、健保組合の判断で「償還払い」（患者が一度費用を全額支払った後で健保組合に健保負担分を請求するしくみ）に変更できることになっています。

おサイフよろこぶ 医療のかかり方

使っていますか？ジェネリック医薬品



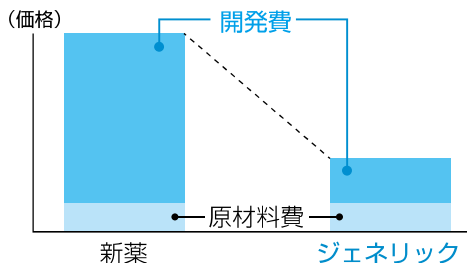
「ジェネリック医薬品」を、実際に使っていますか？

医療の質は下げずに、おサイフの負担を減らすことができます。ぜひ、使ってください！

※すべての医薬品にジェネリックがあるわけではありません。

開発費が抑えられるから低価格

ジェネリック医薬品は後発医薬品ともいわれ、新薬と同じ有効成分を含有、同じ効果・効能・安全性のある薬です。開発費用が抑えられるため、新薬と比べると、半分から1/3の低価格となっています。

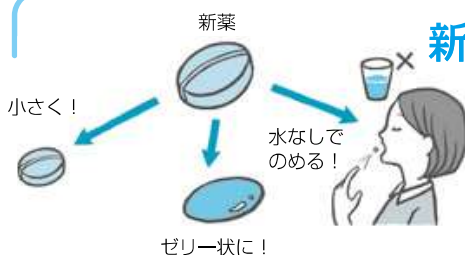


- 「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」などの慢性疾患のため長期に薬を服用する方や、「花粉症」で数カ月々にわたり薬を服用する方は、ジェネリック医薬品に切り替えると、大きく薬代が減少します。



ジェネリック医薬品を使えばおサイフよろこぶ！

新薬にはない工夫がされています



安だけでなく、のみやすくなるような工夫がされています。

- 錠剤を小さくする
- ゼリー状にする
- 口の中で溶けやすくする(口腔内崩壊錠=OD錠) など



保険給付のあらまし

(2023年4月1日現在)

		法定給付 (健康保険法で決められた給付)	付加給付 (当健保組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付)	
本人 (被保険者)	病气やけがをしたとき	療養の給付	一部負担還元金	
		★療養費		
		高額療養費(※1)		合算高額療養費付加金
		訪問看護療養費		訪問看護療養費付加金
		入院時食事療養費		—
		★移送費		
		★高額介護合算療養費		
	病气やけがで働けないとき	★傷病手当金(※2)	傷病手当金付加金	
	出産したとき	★出産手当金	出産手当金付加金	
		★出産育児一時金		
死亡したとき	★埋葬料(費)	—		

◆傷病手当金・出産手当金の「算定の基礎となる日額」の算出方法

被保険者期間が1年以上の場合	支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額	
被保険者期間が1年未満の場合	右のいずれか少ない額	支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額
		高島屋健康保険組合の平均標準報酬月額の1/30に相当する額 (2023年度の平均標準報酬月額は340千円で、その1/30に相当する額は11,330円)

		法定給付 (健康保険法で決められた給付)	付加給付 (当健保組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付)	
家族 (被扶養者)	病气やけがをしたとき	家族療養費	家族療養費付加金	
		★家族療養費		
		家族高額療養費(※1)		合算高額療養費付加金
		家族訪問看護療養費		家族訪問看護療養費付加金
		家族入院時食事療養費		—
		★家族移送費		
		★高額介護合算療養費		
	出産したとき	★家族出産育児一時金	—	
	死亡したとき	★家族埋葬料	—	

★は申請が必要な給付です。

申請手続きは各事業所窓口で行ってください(申請書は当健保のホームページより印刷できます)。ただし、出産育児一時金(家族出産育児一時金)は申請が不要な場合があります。

※1 医療機関窓口で自己負担額が一定の額を超えたときには、その超えた額が高額療養費・家族高額療養費として後日還付されます。また、自己負担額が高額になりそうな場合に、事前に「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関窓口では自己負担限度額だけ支払えばよいという制度があります。

※2 ただし、有給休暇や老齢年金、障害年金の受給、その他の収入や額により減額される場合があります。

医療費の自己負担限度額 (70歳未満、同一月1カ月当たり)		
㊦ 標準報酬月額	83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% ※<140,100円>
㊧ 標準報酬月額	53~79万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% ※<93,000円>
㊨ 標準報酬月額	28~50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% ※<44,400円>
㊩ 標準報酬月額	26万円以下	57,600円 ※<44,400円>
㊪ 低所得者	(住民税非課税世帯)	35,400円 ※<24,600円>

※< >内は多数回該当(同一世帯が直近1年間ですでに3回以上高額療養費を支給されている場合の4回目から)の自己負担額です。

詳しくはこちら

高島屋健康保険組合ホームページ
保険料と保険給付のページを
ご覧ください。



